



発行 新潟県

**第 92 号**

平成25年11月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 65 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）
- 66 新潟県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（建築住宅課）

訓 令

- 21 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1325 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1326 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止届（障害福祉課）
- 1327 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1328 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1329 保安林の指定予定（治山課）
- 1330 保安林の指定予定（治山課）
- 1331 保安林の指定（治山課）
- 1332 保安林の指定（治山課）
- 1333 地域森林計画案の縦覧（治山課）
- 1334 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1335 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1336 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1337 公共測量の実施通知（監理課）
- 1338 公共測量の実施通知（監理課）
- 1339 公共測量の実施通知（監理課）
- 1340 道路の区域変更（道路管理課）
- 1341 道路の区域変更（道路管理課）
- 1342 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第65号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第3条の3</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(169) (略)</p> <p><u>(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。))又は同項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。)</u></p> <p><u>(171) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(172) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすること。</u></p> <p><u>(173) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条第2項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し必要な指示をすること。</u></p> <p><u>(174) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</u></p> <p><u>(175) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。</u></p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p><b>第3条の3</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(169) (略)</p> <p><u>(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超え</u></p>

(176) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。

(177) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項の規定により、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(177)の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第2項の規定により、既存耐震不適格建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすること。

(177)の3 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定により、計画の認定をすること。

(177)の4 建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定による計画の変更の認定をすること。

(177)の5 建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定により、認定事業者に対し報告を求めること。

(177)の6 建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(177)の7 建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(177)の8 建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定により、建築物の地震に対する安全性に係る認定をすること。

(177)の9 建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条の規定により、基準適合認定建築物に係る認定を取り消すこと。

(177)の10 建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項の規定により、基準適合認定建築物に係る認定を受けた者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(177)の11 建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項の規定により、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定をすること。

(177)の12 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第1項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し必要な指導及び助言をすること。

(177)の13 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第2項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し必要な指示をすること。

る建築物（同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。）又は同項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号までにおいて同じ。）。

(171) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2項の規定により、必要な指示をすること。

(172) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第4項の規定により、特定建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(173) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項の規定により、計画の認定をすること。

(174) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条第1項の規定による計画の変更の認定をすること。

(175) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条の規定により、認定事業者に対し報告を求めること。

(176) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第11条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(177) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

<p>と。</p> <p><u>(177)の14 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</u></p> <p><u>(177)の15 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項の規定による要緊急安全確認大規模建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること。</u></p> <p><u>(177)の16 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(177)の17 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第12条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすること。</u></p> <p><u>(177)の18 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第12条第2項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し必要な指示をすること。</u></p> <p><u>(177)の19 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第13条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</u></p> <p>(178)～(212) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>(178)～(212) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、平成25年11月25日から施行する。

新潟県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 新潟県規則第66号

新潟県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画の認定申請書に添える書類)

**第2条** 省令第28条第2項の規則で定める書類は、建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が認めた者が証する書類とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添える書類)

**第3条** 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、法第22条第2項の認定を受けようとする建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が認めた者が証する書類とする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添える書類)

**第4条** 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が認めた者が証する書類とする。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年11月25日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第21号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年11月25日から実施する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） 建築住宅課		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） 建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(10)（略） <u>(11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第12条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。次号から第12号の4までにおいて同じ。）。</u> <u>(12) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。</u> <u>(12)の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第2項</u>	（略）	(1)～(10)（略）  <u>(11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u>

<p>(略)</p>	<p>の規定により、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(12)の3 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第1項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(12)の4 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第12条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(13)～(45) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(12) 削除 (13)～(45) (略)</p>
------------	---	------------	----------------------------------

告 示

◎新潟県告示第1325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
同行援護	ニチイケアセンター長岡	長岡市喜多町1107番地1	株式会社ニチイ学館	平成25年11月1日
同行援護	ニチイケアセンター直江津	上越市五智新町1番24号	株式会社ニチイ学館	平成25年11月1日
同行援護	ニチイケアセンターいしがみ	三条市石上2丁目1番25号	株式会社ニチイ学館	平成25年11月1日
同行援護	ニチイケアセンター新発田	新発田市富塚町3丁目4番27号	株式会社ニチイ学館	平成25年11月1日
居宅介護	ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7-26	株式会社ツクイ	平成25年11月1日
重度訪問介護	ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7-26	株式会社ツクイ	平成25年11月1日

## ◎新潟県告示第1326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
同行援護	ニチイケアセンター長岡	長岡市喜多町1107番地1	株式会社ニチイ学館	平成25年10月31日
同行援護	ニチイケアセンター直江津	上越市五智新町1番24号	株式会社ニチイ学館	平成25年10月31日
同行援護	ニチイケアセンターいしがみ	三条市石上2丁目1番25号	株式会社ニチイ学館	平成25年10月31日
同行援護	ニチイケアセンター新発田	新発田市富塚町3丁目4番27号	株式会社ニチイ学館	平成25年10月31日

## ◎新潟県告示第1327号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成25年12月16日から生ずるものとする。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 発起人の住所及び氏名  
新潟県佐渡市両津大川59  
仲山 正一  
新潟県佐渡市両津大川41-1  
野田 昭男
- 2 区域  
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧東浜漁業協同組合の区域
- 3 区分  
法第104条第2号に掲げる漁業
- 4 届出年月日  
平成25年11月5日

## ◎新潟県告示第1328号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成25年12月20日から生ずるものとする。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 発起人の住所及び氏名  
新潟県糸魚川市能生7073  
佐藤 忠彦  
新潟県糸魚川市能生6875-4  
磯谷 光一
- 2 区域



上越漁業協同組合の地区のうち旧能生町漁業協同組合の区域

3 区分

主としてかごを使用して営む漁業以外の漁業

4 届出年月日

平成25年11月5日

---

◎新潟県告示第1329号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県魚沼市大白川（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

魚沼市大白川（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

◎新潟県告示第1330号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市北五百川・笠堀・葎谷・遅場・吉ヶ平・塩野淵（以上6大字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三条市遅場（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

◎新潟県告示第1331号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区菖蒲字柵池 1076、字刈俣池 2283、2286 の 1、2286 の 2、2290 の 1 から 2290 の 4 まで、2291 の 1 から 2291 の 3 まで、2292、2293 の 1、2298 の 1、2301 から 2303 まで、2304 の 1、2307 の 1 から 2307 の 3 まで、2308、2309、2312 の 1、2312 の 2、2321 の 1、2321 の 2、2321 の 5、2321 の 6、2321 の 27、2321 の 29、2321 の 35、字魚池 2321 の 20、字六疋 2330、2331 の 1、2332 の 1 から 2332 の 3 まで、2333、2336 の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

◎新潟県告示第1332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市新穂北方 1 の 3、1 の 5、1 の 6、1 の 32、1 の 53 から 1 の 55 まで、13、16 から 19 まで、21 の 2、23 から 25 まで、上新穂 17、18、20、22、31 の 1 から 31 の 3 まで、34、37、40、48 の 1、119 の 1、120 の 1、121、122、125、1009、1281 の 8、1281 の 10、1281 の 13、1281 の 23、1281 の 101、新穂井内 368

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新穂北方 1 の 3、1 の 5、1 の 6、1 の 53（次の図に示す部分に限る。）、1 の 54、13、16 から 19 まで、21 の 2、23 から 25 まで、上新穂 17、18、20、22、31 の 1 から 31 の 3 まで、34、37、40、48 の 1、119 の 1、120 の 1、121、122、125、1009、1281 の 8、1281 の 10、1281 の 13、1281 の 23、1281 の 101、新穂井内 368

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市に備え置いて縦覧に供する。)

---

◎新潟県告示第1333号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画の案を新潟県農林水産部治山課及び新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部において平成25年11月22日から同年12月16日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

◎新潟県告示第1334号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（平成22年1月新潟県告示第50号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び新潟県新潟地域振興局農林振興部において平成25年11月22日から同年12月16日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

◎新潟県告示第1335号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画（平成23年1月新潟県告示第31号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において平成25年11月22日から同年12月16日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

◎新潟県告示第1336号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画（平成25年1月新潟県告示第30号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において平成25年11月22日から同年12月16日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

◎新潟県告示第1337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 中曽根地区 地区界測量）
  - 2 作業期間 平成25年11月1日から平成26年3月7日まで
  - 3 作業地域 新発田市 中曽根ほか 地内
- 

◎新潟県告示第1338号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鳥屋野大島土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理調査測量）
  - 2 作業期間 平成25年11月11日から平成26年3月31日まで
  - 3 作業地域 新潟市中央区鳥屋野字東割前、鳥屋野字中沼、大島字前割の各一部
- 

◎新潟県告示第1339号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方

---

整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成25年10月17日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 佐渡市赤泊地内 284km<sup>2</sup>

### ◎新潟県告示第1340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町川口字下勘左エ門坂 2088 番 1 から  同郡同町白崎字中野154番 3 まで	新	(A) 4.8～73.5メートル	2,274.4メートル
		(B) 10.4～81.0メートル	2,374.3メートル
	旧	4.8～73.5メートル	2,274.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間一般国道49号と重用

### ◎新潟県告示第1341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市柏町2丁目7番2から  同市才津西町1810番1まで	新	(A) 7.9～39.5メートル	5,390.9メートル
長岡市要町1丁目1116番から  同市才津西町1810番1まで		(B) 15.5～103.5メートル	3,310.0メートル
長岡市柏町2丁目7番2から  同市才津西町1810番1まで		(C) 7.9～51.2メートル	5,501.2メートル

長岡市柏町2丁目7番2から 同市才津西町1810番1まで	旧	(A)7.9～39.5メートル	5,390.9メートル
長岡市要町1丁目1116番から 同市才津西町1810番1まで		(B)11.0～74.5メートル	3,310.0メートル
長岡市柏町2丁目7番2から 同市才津西町1810番1まで		(C)7.9～51.2メートル	5,501.2メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 国土交通大臣の権限代行区間を含む区域変更
- 3 路線の重用  
一部区間一般国道351号及び一般国道352号と重用

### ◎新潟県告示第1342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 404号
- 2 供用開始の区間  
長岡市大宮町字太田241番1から同市才津西町1810番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月24日

## 公 告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、不法投棄廃棄物内容物調査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
平成25年度不法投棄廃棄物内容物調査業務
  - (2) 委託業務の仕様等  
平成25年度不法投棄廃棄物内容物調査業務委託仕様書及び委託契約書（以下「仕様書等」という。）による。  
仕様書等は、本公告の日から2に定める入札説明書とあわせて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。
  - (3) 委託期間  
契約日から平成25年12月13日
  - (4) 業務実施場所  
仕様書による。
  - (5) 入札方法  
入札説明書による。
- 2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問合せ等  
次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

電話番号 025-280-5517

Eメール ngt030170@pref.niigata.lg.jp

### 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、指名競争入札に関し、知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。
- (5) 新潟県知事の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者であること。
- (6) 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を有し、自ら有する施設で、廃油、汚泥の処理を行うことができる者であること。
- (7) 濃度計量証明事業の登録を有する者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 県内に本社（本店）または営業所等が所在する者であること。
- (10) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

### 4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

### 5 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成25年12月2日 午前10時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

### 6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

### 7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

### 8 その他

#### (1) 契約書作成の要否 要

#### (2) 暴力団等の排除

##### ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

##### イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

#### (3) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術台システムについて、次のとおり一般競

争入札を行う。

平成25年11月22日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

手術台システム 1式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

##### (4) 納入場所

新潟県立中央病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年12月25日(水)午前11時00分

#### 4 入開札の日時及び場所

平成26年1月8日(水)午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Operating table systems [1]set

(2) Deadline for bid submission:

10:00A.M. January 8, 2014

(3) For more information, contact:

Management Division,  
Department of Administration,  
Niigata Prefectural Central Hospital  
\*address:  
205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata  
〒943-0192  
JAPAN  
TEL 025-522-7711 Ext.2323

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年11月22日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

## 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。



- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成25年12月2日(月)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成25年12月6日(金)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、洗浄滅菌装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年11月22日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
洗浄滅菌装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年12月2日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。